

中期目標・中期計画一覧表

40 山梨大学

中期目標	中期計画
<p>○ 山梨大学の基本的な目標</p> <p>山梨大学（以下「本学」という。）は、「地域の中核、世界の人材」をキャッチ・フレーズに、山梨大学憲章に掲げる以下の目標の達成を目指す。</p> <p>〔未来世代にも配慮した教育研究〕 現代世代だけでなく、未来世代の福祉と環境にも配慮した視点に基づいて、教育研究を行う。</p> <p>〔諸学の融合の推進〕 専門領域を超えて協力し合い、諸学の柔軟な融合による新しい学問分野を創造し、さまざまな課題の解決に努める。</p> <p>〔世界的研究拠点の形成〕 国際的視野を持って、問題の発見と解決に取り組み、世界の人材が集う研究拠点を構築し、学術及び科学技術の発展に貢献する。</p> <p>〔国際社会で活躍する人材の養成〕 市民としての倫理性と自律性を身に付け、専門性をもって、国際社会で活躍できる人材の養成に努める。</p> <p>〔地域から世界へ〕 地域社会が抱える課題を取り上げ、その解決に地域と協同してあたり、得られた成果を世界に向けて発信する。</p> <p>〔現実社会への還元〕 教育研究の成果が社会に応用され、役立つよう、社会に積極的に還元することに努める。</p> <p>〔絶えざる改革〕 自ら点検・評価を行うとともに、社会からの声を広く求め、絶えざる改革を推進する。</p>	

○ 第二期中期目標期間の重点目標

本学は、「地域の知の拠点」として、地域の産業・文化・教育・医療の中核を担うことのできる、高い知的能力と道德意識を持った高度専門職業人の養成を重要な使命とする。この使命を達成するために、これまでの研究成果を基に高度な研究を推進するとともに、先端領域の世界的研究拠点を形成し、これらから得られた成果を広く社会に提供する。また、これら高度な研究を推進する過程で、優れた課題探求能力と応用力を持った国際的に活躍できる人材を養成する。

◆ 中期目標の期間及び教育研究組織

1 中期目標の期間

平成22年4月1日から平成28年3月31日までの6年間とする。

2 教育研究組織

この中期目標を達成するため、別表に記載する学部、研究科等を置く。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標

- ・ 学習意欲と社会に貢献する意欲のある人材を養成する。
- ・ 明確な教育目標を提示し、それに基づく体系的なカリキュラムを編成する。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

1. 本学のアドミッション・ポリシーに基づいた入学者を選抜するため、現行の選抜方法を見直し、改善する。
2. 学習意欲と社会に貢献する意欲のある人材を養成するため、全学共通科目における初年次教育を充実し、自主的な学習習慣を身に付けさせる。
3. 学習意欲の高い留学生を受け入れるため、秋季入学に対応できるカリキュラムを作成する。
4. 学生が卒業までに身に付ける知識・技術の到達目標を明確にし、教育達成度を評価する方法を導入する。
5. 教育目標達成に向け全学共通教育と専門教育との体系的なカリキュラムを編成し、実施する。
6. 各学部の教育目標が達成できるよう履修モデルを構築する。

- ・ より適正な成績評価等が実施可能となるシステムを導入する。

- ・ 大学院教育の実質化を図る。

- ・ 地域社会の発展に寄与する人材を養成する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標

- ・ 時代や社会の要請を踏まえた教育組織を整備する。

- ・ 教育目標の達成に向け、全学的視点から、FD、教職員の配置、教育環境の整備を行い、教育の質の向上を図る。

(3) 学生への支援に関する目標

- ・ 学生が自らの学習目標に応じて効果的に履修できるよう学生(学習)支援を充実する。

7. 学生の自主的な学習状況を把握し、適正な勉強時間を確保するシステムを構築し、単位の実質化に向け客観的な成績評価システムを導入する。

8. 大学院の各専攻において、養成する人材像、修得する知識・技術の到達目標及び成績評価基準を明確にし、それに向けた授業カリキュラムを整備し、実施する。

9. 研究目標への到達度を評価するため、大学院生自らによる研究成果の外部発表の機会を増やす。

10. 「国際燃料電池技術者の基礎実学融合教育」(大学院GP)を推し進めるなど、組織的・体系的な大学院教育に取り組む。

11. 地域社会の実情・ニーズに応じて、養成する人材像を明確にし、地域社会と連携し人材を養成する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

12. 大学院医学工学総合教育部博士課程の組織の見直しを行う中で、より適正な入学定員を設定して、教育指導体制を充実する。

13. 大学院教育学研究科教育実践創成専攻(教職大学院)において、教育実践をリードするスクールリーダー及び候補者を養成する。また、教員採用数の動向等を踏まえ、教育人間科学部の教員養成課程及び教員養成以外の課程の入学定員や組織について検討を行うとともに、教育指導体制を充実する。

14. 科学技術分野の拡大・多様化や産業界等における人材ニーズを踏まえ、教育指導体制を充実するため、学部の入学定員や組織について検討を行うとともに、新学部の設置を目指す。

15. 早稲田大学との連携協定に基づき、医学と理工学の両面に精通した先端生命科学分野の国際的な人材の養成に取り組みつつ、共同大学院の設置を目指す。

16. 全学共通教育を効果的に実施するとともに教育改善を推進するため、教学関係各委員会の役割を見直し、必要に応じて再編する。

17. 教育力向上につながるFDシステムを構築し、その活用を促進する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

18. TA(大学院生)・SA(学部学生)を活用した学習支援体制を充実する。

19. 授業アーカイブ構築を推進し、eラーニング・システム(moodle・CALL)の利用を促進する。

20. 学生個々のキャリアプランを育むため、キャリア形成科目の充実、インターンシッププログラムの確立、運用などにより、キャリア教育を展開する。

- ・ 学生が快適な学生生活ができるように、社会状況の変化に対応した健康面や経済面での支援を充実する。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

- ・ 世界水準の研究成果を上げ、新産業の創出、先端医療の推進に努める。

- ・ 地域に密着した研究成果を上げ、地域産業、地域社会の発展に役立てる。

(2) 研究実施体制等に関する目標

- ・ 戦略的研究分野への重点的かつ機動的な人員配置に努める。
- ・ テニュア・トラック制度を導入して若手研究リーダー育成システムを確立し、世界的研究拠点を形成する。
- ・ 研究支援の強化、研究資金の獲得を図り、研究環境を充実する。

21. 社会状況の変化に対応し、健康診断、各種セミナー、入学料・授業料免除、奨学金、奨励金、学生表彰制度などの見直しを行い、多様な方法で学生の心身両面及び経済面での支援を充実する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

22. 燃料電池、ナノ光電子、有機エレクトロニクス、先端計測、グリア細胞などの最先端研究に、一層取り組む。
23. 若手研究者の自立的な研究環境整備促進事業などにより、先端領域の若手研究リーダーを養成し、世界的研究拠点の形成に取り組む。
24. 流域を総合した水管理研究をさらに進め、海外機関とも共同した水災害防止対策に取り組む。
25. 研究成果を積極的に発信し、知的財産の適切な管理・活用により、成果の社会への還元に取り組む。
26. 遠隔診断システムや健康増進プログラム等のICT活用や、県産ブドウを使用した高品質ワインの醸造技術開発など、地域社会における地域の特性を重視した予防医学研究などの諸研究課題に取り組む。
27. ワインに含まれるポリフェノール研究、BMI (Brain-Machine interface) や新しいイオン化法を用いた質量分析法の医学研究への展開など、医学工学の融合領域での研究をさらに進め、関連した機関と連携した研究に取り組む。
28. 地域新エネルギーの技術に対する研究をさらに進め、山梨県などと共同して低炭素社会の構築に向けた研究開発に取り組む。
29. 理数系教員(コア・サイエンス・ティーチャー)養成拠点事業をはじめ、地域と連携した教育分野の開発研究に取り組む。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

30. 先端領域や融合領域での研究をさらに進めるため、学長裁量定員などの資源を確保・整備し、活用する。
31. 「先端領域若手研究リーダー育成拠点」を形成して、任期付の特任助教10名を確保し、十分な研究費、研究スペースの提供を行うなど手厚い支援によって、本学に最先端領域研究拠点を創出・発展させることのできる人材を育成する。
32. 研究支援体制の充実、研究資金情報の提供、学内戦略プロジェクトの見直し、共同利用機器の整備等を行う。

3 その他の目標

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標

- ・ 研究成果の技術移転、産業界と連携して有為な人材の養成を行い、地域社会、地域産業の課題解決に努める。

- ・ 産学官連携を推進するための体制を強化する。

(2) 国際化に関する目標

- ・ 国際的視野を持って、萌芽的、先端的研究に取り組み、諸外国から優秀な人材が集う教育研究拠点を構築する。

(3) 附属病院に関する目標

- ・ 基礎医学分野や他学域との研究交流を密接にし、得られた成果を地域医療の発展と高度な医療人養成に活かす。

- ・ 少子高齢化の進む現状に対応し、必要とされる標準的医療の実施と地域への普及を推進するとともに、安全で質の高い高度医療・先端医療を提供する。

- ・ 病院間の連携を拡げ、地域医療のニーズに沿った高度な専門医及び医療技術者の養成を行う。

- 33. 基礎的研究や萌芽的研究を行う若手教員の養成を進めるとともに、女性・外国人教員の能力活用や研究支援スタッフの充実に取り組む。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

- 34. 地域との連携によるニーズ発掘をさらに進め、大学シーズの発信やニーズとのマッチングに取り組む。

- 35. 研究成果の実用化に向けた産学官共同研究の実施、特許のライセンスなどに一層取り組む。

- 36. 地域の実情やニーズに応じて、地域や他大学等と連携して公開講座、セミナー、展示会、交流会等を開催する。

- 37. 産学官で連携して、社会が直面する課題解決に一層取り組む。

- 38. 産学官連携を担う学内組織を継続的に見直し、体制の強化や事業内容の充実に取り組む。

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

- 39. 「留学生 30 万人計画」に基づく基本方針を策定し、実施体制を整備する。

- 40. 国際理解を進めるため、現行の語学教育方法を見直し、語学能力の向上に取り組む。

- 41. 本学、新潟大学を正会員、静岡大学など 4 大学を賛助会員として設立した国際・大学知財本部コンソーシアム (UCIP) において、各大学の機能を相互に補完することにより、研究成果の国際展開を図り、国際的な産学官連携を推進する。

(3) 附属病院に関する目標を達成するための措置

- 42. 基礎医学分野、他研究分野、他大学との交流を拡大し、先進医療の開発とそれを担う人材を養成する。

- 43. 地域医療政策上の拠点病院として、県内の医療機関との連携を推進し、データの収集、情報の提供を通じて、相談・支援体制を強化する。

- 44. 地域が求める医療政策・医療体制整備計画の策定と医療の提供に参画し、地域の中核病院としての機能を充実する。

- 45. 周産期医療に代表される地域の求める課題に対応した医療体制の整備を進める。

- 46. 豊富な選択肢を持つ専門医養成システムの構築とキャリアパスを提示し、魅力的かつアカデミックな専門医養成を行う。

- 47. 専門看護師、専門薬剤師等医療技術職の能力開発を支援し、患者ニーズに応えた医療体制を整備するとともに、地域医療へ積極的に参画する。

<p>(4) 附属学校に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学・学部との連携・協力体制のもとで、附属学校の特色を生かした教育研究を行う。 	<p>(4) 附属学校に関する目標を達成するための措置</p> <p>48. 大学・学部と附属学校園との連携・協力体制を教育・研究の両面で強化するとともに、小中連携、幼小連携による教育を進める。</p> <p>49. 地域との連携を踏まえた附属学校園の運営改善を図るための組織体制を強化する。</p>
<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 業務運営の改善に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 学長を中心に構成員の能力を結集して、時代や社会のニーズを十分踏まえながら、大学運営の鍵となる組織の運営の改善を図りつつ、機動的な大学運営に取り組む。 <p>2 事務等の効率化・合理化に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> より機動的で効率的な事務組織、事務処理となるよう、その状況を不断に点検し、必要な見直しを行う。 <p>3 多様な教職員の活躍の促進に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性・外国人・若手の教員の能力を一層活かせるよう、採用・昇進などにおける取組を進めるとともに、女性教職員の働きやすい条件の整備に努める。 	<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>50. 学長裁量経費など学長の裁量によって配分するための資源を確保し、大学としての重点的・戦略的な取組を推進する。</p> <p>51. 学内の委員会等の組織や審議方法の見直しにより審議の質の向上を進め、学長と学部等との間の意思疎通を一層効果的に行う。これにより、大学運営における学長のリーダーシップが遺憾なく発揮できるようにする。</p> <p>52. 財務や人事など運営の基盤となる事項をはじめとする大学運営の改善に資するよう、経営協議会の審議の充実のための取組や出された意見の反映状況などの公表等により、学外者の意見の一層の活用を進める。</p> <p>53. 質の高い研修機会の提供や人事評価結果の活用を通じて教職員の能力開発を促進するとともに、適材適所の人事配置を進めることで、組織及び運営の活性化に寄与する。</p> <p>2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p> <p>54. 事務組織の業務について点検を行いつつ、学内外の情勢に対応する柔軟で効率的な事務体制を構築する。</p> <p>55. 情報通信技術やアウトソーシングなど、有効適切な方法を一層活用し、教育研究環境の向上に資する事務処理を推進する。</p> <p>3 多様な教職員の活躍の促進に関する目標を達成するための措置</p> <p>56. 教員の採用・昇任において、性別、国籍、年齢にかかわらず優れた人材が活かされるよう、各学部等で人事方針を取りまとめ、公表する。</p> <p>57. 教職員が性別にかかわらず能力を活かせる職場環境や機会の整備を進める。</p>
<p>III 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金、寄付金その他の自己収入の増加に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 科学研究費補助金をはじめとした外部資金の獲得をより一層推進する。 	<p>III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 外部研究資金、寄付金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <p>58. 第1期中期目標期間における科学研究費補助金の採択率を維持し、更なる向上を目指して、申請に対する組織的な支援を強化する。</p>

- ・ 病院運営の効率化を推進し増収に努める。

2 経費の抑制に関する目標

(1) 人件費の削減に関する目標

- ・ 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 47 号)に基づき、平成 18 年度以降の 5 年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成 23 年度まで継続する。

(2) 人件費以外の経費の削減に関する目標

- ・ 管理的経費の削減と事業の見直し、契約方法の見直し等による経費の抑制を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標

- ・ 土地・施設・大型実験設備等の活用状況を検証し、資産の有効活用を推進する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標

- ・ より有効かつ戦略的な大学評価を実施し、教育研究等の質の維持向上や大学運営の改善に資する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標

- ・ 特色ある教育研究活動や地域と社会において本学が果たしている役割についての様々な取組等に関する情報を、分かりやすく積極的に発信する。

59. 外部資金を獲得した教員へのインセンティブ付与の制度を継続しつつ、制度の趣旨をさらに徹底する。

60. 附属病院において、高度医療の推進を図るとともに、社会の要請に応じた適切な診療体制を整備し、医療機器の計画的更新、及び診療報酬請求内容、経費の分析等を通じて、効率的で安定した病院収入を確保する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

(1) 人件費の削減に関する目標を達成するための措置

61. 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 47 号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成 18 年度からの 5 年間に於いて、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成 23 年度まで継続する。

(2) 人件費以外の経費の削減に関する目標を達成するための措置

62. 環境マネジメントプログラムの全学的な取組により、光熱水等の節約を図り、管理的経費を抑制する。

63. 業務の契約内容及び契約方法を見直すとともに、事業のスクラップアンドビルドを行い、管理的経費を抑制する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

64. 資産の使用状況を調査し、その結果に基づき、共同利用、用途変更等の検討を行い、有効活用を進める。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

65. 本学の大学評価システムを検証し、より効果的で効率の良いシステムを再構築する。

66. 評価担当組織において、評価に必要な情報を収集・分析し、第三者評価等の結果を踏まえて、改善策の立案や改善状況のフォローアップを行う。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

67. ホームページや広報誌等の多様な媒体を通じて、本学を理解する上で基本的な情報はじめとする多様な情報を、社会に分かりやすい内容・形で積極的に発信する。

68. ホームページの閲覧状況に関する調査等を実施し、広報の内容・方法を充実する。

V その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備・活用等に関する目標

- ・ 教育研究等の目標や経営戦略を踏まえ、施設マネジメントを推進する。

2 安全管理に関する目標

- ・ 構成員の安全と事故の防止を図るとともに、危機管理に対応できる体制を強固にする。

- ・ 構成員の情報セキュリティに関する意識の向上を図るとともに、安全・安心なIT利用環境を構築する。

3 法令遵守に関する目標

- ・ 法令を遵守した適正な法人運営を確保する。

4 環境配慮に関する目標

- ・ 環境保全に配慮した活動を積極的に行う。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

69. 既存施設・設備の現状把握を行い、計画的に施設・設備機能を維持・保全するとともに、品質を確保する（クオリティマネジメント）。
70. 施設整備長期計画に基づき、既存施設の有効活用を前提に、不足施設の整備や再開発を含めたスペースマネジメントを行う（スペースマネジメント）。
71. 予算の効率的・効果的執行を行いつつ、適正な契約を実施、情報公開するとともに、省エネルギー化と環境保全を推進する（コストマネジメント）。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

72. パンフレット等の作成、避難訓練の実施等により、構成員の健康・安全に関する啓発活動を推進する。
73. 安全管理に配慮した施設設備の整備や巡視の実施等により、安全・安心な修学、就業環境を確保する。
74. 地震等の自然災害、新型インフルエンザをはじめとする感染症など大学の様々な危機に対し、迅速に対応できる体制を整備する。
75. 情報セキュリティ教育、啓発活動及び監査を強化し、構成員の情報セキュリティに関するリテラシーの向上を図る。
76. 情報システムに、より高度なセキュリティ技術を積極的に導入し、重要インフラとしての信頼性・安全性の確保を図る。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

77. 法令遵守を徹底させていくために、啓発活動やモニタリング活動を実施する。
78. 監査結果及びその法人運営への反映状況をフォローアップし、PDCAサイクルが有効に機能するようにする。
79. 大学における各種のハラスメントを防止し、大学構成員の自覚と責任のもとに人権を擁護・尊重するため、人権侵害防止・対策委員会の構成や活動内容などを見直し、大学として必要な取組を行う。

4 環境配慮に関する目標を達成するための措置

80. 山梨大学環境マネジメントシステムに則った活動により、エネルギー使用量及び温室効果ガスを抑制する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○ **短期借入金の限度額**

1. 短期借入金の限度額

25 億円

2. 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○ **重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画**

1. 重要な財産を譲渡する計画

該当事項なし

2. 重要な財産を担保に供する計画

- ・ 附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入に伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。

IX 剰余金の使途

○ 決算において剰余金が発生した場合は、

- ・ 教育・研究・診療の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
・人工透析管理システム ・小規模改修	総額 436	長期借入金 (130)
		国立大学財務・経営センター 施設費交付金 (306)

(注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について22年度以降は21年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

人事方針について

1) 教員人事について

- ① 全学の教員定数の配分、教員組織改編等に係る定数移動など、教員の定数管理については、大学・学部等の理念・目標や将来計画等の基本的な方針に基づき適正に行う。
- ② 教員の流動化を図り、教育研究を一層活性化するために可能な限り任期制を活用する。
- ③ 国際交流を推進するため、外国人の採用や若手の教員の海外派遣等の環境を整備する。
- ④ 女性・外国人・若手の教員の能力が活かされるよう、採用などにおける取組や職場環境と機会の整備を進める。

2) 教員以外の職員の人事について

- ① 事務職員については、大学の企画運営部門に深く携わる専門職能集団としての機能を発揮する必要があるため、民間企業も含めた他機関からの登用など、幅広く人材を求めるとともに、職員にその資質を開発させるため、他機関での研修機会を設けるなど、計画的な人材養成を行う。

- ② 事務職員、技術職員の能力開発のために必要な研修等の制度を充実させる。
- ③ 事務職員、技術職員について、組織の活性化と能力開発に資するよう人事評価方法を検証し、必要な改善を進める。
- ④ 女性職員の能力を高め、活かせる職場環境と機会の整備を進める。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 81,027 百万円 (退職手当は除く。)

3. 中期目標期間を超える債務負担

(PFI事業)

該当事項なし

(長期借入金)

(単位:百万円)

財源	年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	中期目標 期間小計	次期以降 償還金額	総債務 償還額
長期借入金 償還金 (国立大学財務・ 経営センター)		574	546	562	505	469	405	3,061	1,604	4,665

(注) 金額については、見込みであり、業務の実施状況等により変更されることもある。

(リース資産)

該当事項なし

4. 積立金の使途

- 前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。
 - ・ 教育、研究、診療に係る業務及びその付帯業務

中期目標

中期計画

別紙（予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画）

1. 予算

平成 22 年度～平成 27 年度 予算

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	58,276
施設整備費補助金	0
船舶建造費補助金	0
国立大学財務・経営センター施設費交付金	306
自己収入	93,835
授業料及び入学検定料収入	16,806
附属病院収入	75,596
財産処分収入	0
雑収入	1,433
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	13,020
長期借入金収入	130
計	165,567
支出	
業務費	147,894
教育研究経費	76,514
診療経費	71,380
施設整備費	436
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	13,020
長期借入金償還金	4,217
計	165,567

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 81,027 百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注) 人件費の見積りについては、平成 23 年度以降は平成 22 年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人山梨大学退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として交付される金額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

○ 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I [一般運営費交付金対象事業費]

① 「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E (y - 1) は直前の事業年度における E (y)。

- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
- ・ 附属学校の教育研究に必要な教職員のうち、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。

② 「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。F (y - 1) は直前の事業年度における F (y)。

- ・ 学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員 (①にかかる者を除く。) の人件費相当額及び教育研究経費。
- ・ 附属病院の教育研究診療活動に必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究診療経費。
- ・ 附属施設等の運営に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費。
- ・ 法人の管理運営に必要な職員 (役員を含む) の人件費相当額及び管理運営経費。
- ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。

[一般運営費交付金対象収入]

③ 「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。(平成 22 年度入学料免除率で算出される免除相当額及び平成 22 年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外。)

④ 「その他収入」：検定料収入、入学料収入 (入学定員超過分等)、授業料収入 (収容定員超過分等) 及び雑収入。平成 22 年度予算額を基準とし、第 2 期中期目標期間中は同額。

II [特別運営費交付金対象事業費]

⑤「特別経費」：特別経費として、当該事業年度において措置する経費。

III [特殊要因運営費交付金対象事業費]

⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

IV [附属病院運営費交付金対象事業費]

⑦「一般診療経費」：当該事業年度において附属病院の一般診療活動に必要な人件費相当額及び診療行為を行う上で必要となる経費の総額。J (y - 1) は直前の事業年度における J (y)。

⑧「債務償還経費」：債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。

[附属病院運営費交付金対象収入]

⑨「附属病院収入」：当該事業年度において附属病院における診療行為によって得られる収入。L (y - 1) は直前の事業年度における L (y)。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y) + D(y)$$

1. 毎事業年度の一般運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$A(y) = E(y) + F(y) - G(y)$$

$$(1) E(y) = E(y-1) \times \beta \text{ (係数)}$$

$$(2) F(y) = \{F(y-1) \times \alpha \text{ (係数)}\} \times \beta \text{ (係数)} \pm S(y) \pm T(y) \pm U(y)$$

$$(3) G(y) = G(y)$$

E (y) : 教育研究等基幹経費 (①) を対象。

F (y) : その他教育研究経費 (②) を対象。

G (y) : 基準学生納付金収入 (③)、その他収入 (④) を対象。

S (y) : 政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

T (y) : 教育研究組織調整額。

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U (y) : 施設面積調整額。

施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 毎事業年度の特別運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$B(y) = H(y)$$

H(y)：特別経費(⑤)を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 毎事業年度の特種要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$C(y) = I(y)$$

I(y)：特種要因経費(⑥)を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

4. 毎事業年度の附属病院運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$D(y) = \{J(y) + K(y)\} - L(y)$$

$$(1) J(y) = J(y-1) \pm V(y)$$

$$(2) K(y) = K(y)$$

$$(3) L(y) = L(y-1) \pm W(y)$$

J(y)：一般診療経費(⑦)を対象。

K(y)：債務償還経費(⑧)を対象。

L(y)：附属病院収入(⑨)を対象。

V(y)：一般診療経費調整額。

直近の決算結果等を当該年度の一般診療経費の額に反映させるための調整額。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

W(y)：附属病院収入調整額。

直近の決算結果等を当該年度の附属病院収入の額に反映させるための調整額。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

【諸係数】

α (アルファ)：大学改革促進係数。

第2期中期目標期間中に各国立大学法人における組織改編や既存事業の見直

し等を通じた大学改革を促進するための係数。

現時点では確定していないため、便宜上平成 22 年度予算編成時と同様の考え方で△1.4%とする。

なお、平成 23 年度以降については、今後の予算編成過程において具体的な係数値を決定する。

β（ベータ）：教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、「特別運営費交付金」及び「特殊要因運営費交付金」については、平成 23 年度以降は平成 22 年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 国立大学財務・経営センター施設費交付金及び長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成 22 年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費及び施設整備費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、変動要素が大きいため、平成 22 年度の償還見込額により試算した支出予定額を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は 1 とし、「政策課題等対応補正額」、「教育研究組織調整額」、「施設面積調整額」、「一般診療経費調整額」及び「附属病院収入調整額」については、0 として試算している。

2. 収支計画

平成 22 年度～平成 27 年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	162,740
経常費用	162,740
業務費	147,273
教育研究経費	23,958
診療経費	27,515
受託研究費等	9,529
役員人件費	658
教員人件費	40,326
職員人件費	45,287
一般管理費	2,724
財務費用	775
雑損	0
減価償却費	11,968
臨時損失	0
収入の部	165,383
経常収益	165,383
運営費交付金収益	57,065
授業料収益	13,793
入学金収益	2,103
検定料収益	559
附属病院収益	75,596
受託研究等収益	9,529
寄附金収益	3,219
財務収益	75
雑益	1,358
資産見返負債戻入	2,086
臨時利益	0
純利益	2,643
総利益	2,643

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

注) 純利益及び総利益には、附属病院における借入金返済額（建物、診療機器等の整備のための借入金）が、対応する固定資産の減価償却費よりも大きいため発生する会計上の観念的な利益を計上している。

3. 資金計画

平成 22 年度～平成 27 年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	167,020
業務活動による支出	153,514
投資活動による支出	7,836
財務活動による支出	4,217
次期中期目標期間への繰越金	1,453
資金収入	167,020
業務活動による収入	165,131
運営費交付金による収入	58,276
授業料及び入学料検定料による収入	16,806
附属病院収入	75,596
受託研究等収入	9,529
寄附金収入	3,414
その他の収入	1,510
投資活動による収入	306
施設費による収入	306
その他の収入	0
財務活動による収入	130
前中期目標期間よりの繰越金	1,453

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業にかかる交付金を含む。

中期目標

別表（学部、研究科等）

学部	教育人間科学部 医学部 工学部
研究科	教育学研究科 医学工学総合教育部

中期計画

別表（収容定員）

平成 22 年度	教育人間科学部 800人 医学部 915人 〔うち医師養成に係る分野 655人〕 工学部 1,800人
	教育学研究科 84人 〔うち修士課程 70人 専門職学位課程 14人〕 医学工学総合教育部 795人 〔うち修士課程 500人 博士課程 295人〕
平成 23 年度	教育人間科学部 800人 医学部 940人 〔うち医師養成に係る分野 680人〕 工学部 1,800人
	教育学研究科 84人 〔うち修士課程 56人 専門職学位課程 28人〕 医学工学総合教育部 778人 〔うち修士課程 500人 博士課程 278人〕
平成 24 年度	教育人間科学部 800人 医学部 965人 〔うち医師養成に係る分野 705人〕 工学部 1,800人
	教育学研究科 84人 〔うち修士課程 56人 専門職学位課程 28人〕 医学工学総合教育部 761人 〔うち修士課程 500人 博士課程 261人〕

平成 25 年度	教育人間科学部	800 人	
	医学部	990 人	[うち医師養成に係る分野 730 人]
	工学部	1,800 人	
平成 26 年度	教育学研究科	84 人	[うち修士課程 56 人 専門職学位課程 28 人]
	医学工学総合教育部	755 人	[うち修士課程 500 人 博士課程 255 人]
	教育人間科学部	800 人	
平成 27 年度	医学部	1,005 人	[うち医師養成に係る分野 745 人]
	工学部	1,800 人	
	教育学研究科	84 人	[うち修士課程 56 人 専門職学位課程 28 人]
平成 27 年度	医学工学総合教育部	755 人	[うち修士課程 500 人 博士課程 255 人]
	教育人間科学部	800 人	
	医学部	1,010 人	[うち医師養成に係る分野 750 人]
平成 27 年度	工学部	1,800 人	
	教育学研究科	84 人	[うち修士課程 56 人 専門職学位課程 28 人]
	医学工学総合教育部	755 人	[うち修士課程 500 人 博士課程 255 人]